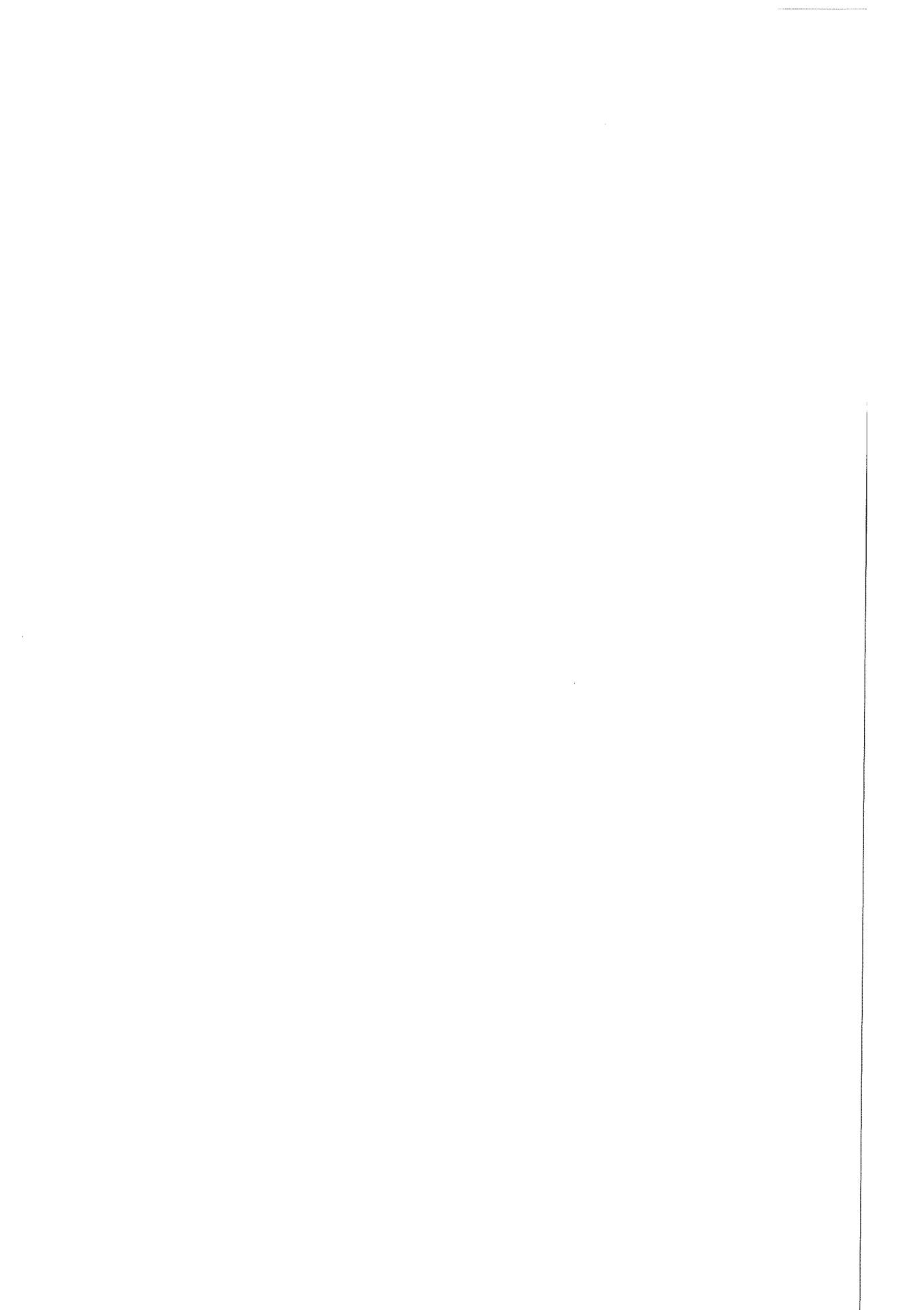


徳川林政史研究所所蔵 石河家文書目録（七）



## 凡例

(または作成者)→宛所、(5)形態・数量、(6)備考の六項目を採録した。

一 本目録は、徳川林政史研究所が所蔵する「石河家文書」について収録したものである。石河家は、尾張藩の年寄役を代々つとめた家柄で、石川光忠が慶長一三年(一六〇八)に徳川家康の命により駿府へ出仕したのをはじめとして、同一五年には美濃・摂津両国内において新知一万石を与えられ、同一七年には初代尾張藩主徳川義直(家康九男)の付属に転じた。光忠の嫡子正光は、承応元年(一六五二)に初めて尾張藩の年寄役に列し、以後歴代にわたって年寄役に就任している。なお、石河家では、当初「石川」の字を用いていたが、享保一七年(一七三二)九月、旧に復して「石河」と記すようになった。当研究所の保管書類である「研究室事務報告(一)」自昭和十年一月至十四年十二月によると、本史料群は、昭和一〇年(一九三五)に名古屋より東京へ移送されたとあり、同時期に石河家より寄贈されたことが知られる。またその他、昭和四二年(一九六七)には、木箱入りの石河家文書一箱を古書店から購入した旨の記録が残されており、戦前期の寄贈分と戦後の購入分とが混在する形をとっている。

一 本目録は「石河家文書目録」(七)として、前号の続きとなる、史料番号二〇〇一～二〇四〇までを収録した(一四六六～一九九九は欠番号)。なお、本目録は、文書点数が非常に多いことや紙幅の関係などから、一度に収録することは困難であるため、複数回に分けて掲載していくことにする。

一 本目録では、各史料について、①番号、②表題、③年月日、④差出

一 番号は、原則として過去に当研究所において付された番号を利用したが、一部については、今回の整理・目録化作業にあたり、出納・管理の便宜を考慮して新たに番号を付与したものがある。なお、史料の配列や出納の都合上、欠番号はそのままにしてある。

一 表題は、原則として原表題を記し、必要なものについては適宜( )を付して内容を補記した。また、戦前期に当研究所において製本され、新たな表題が付けられたものについては、「( )」を付けて示すこととした。典籍の場合は、原則として内題(巻頭題)を採用し、外題を「( )」付きで直後に示すことにした(ただし、内題と外題が同じものに関しては「( )」の表記は省略した)。

一 年月日は、原則として史料に記載されている年月日(内容年)を示すことにして、目録作成時に推定した部分については( )を付けて適宜表記した。また、年次記載がないものの、おおまかな作成年代がわかる場合には(寛政期)(寛政期以降)(寛政年間～文化年間)あるいは(江戸期)(明治期)などと( )を付して該当する年号や時期を示すことにし、推定不能の場合には(年末詳)とした。

一 差出(または作成者)→宛所は、差出人または作成者を矢印の前の部 分に示し、宛所となっている人名を矢印の先の部分に置いた。差出人や宛所が複数からなる場合には、初筆の者または内容から判断して最適の人名を一名掲出し、このほかについては「他〇名」と略記した場合もある。また典籍の場合には、著者・編者・版元などを採録し、「(著)」、「(編)」「(版)」などと表記することにした。

一 形態については、縦(縦帳)・横(横長帳)・横半(横半帳)・状(切紙・

続紙・折紙)・鋪(絵図)・綴(作成契機の異なる複数の史料を綴つたもの)・帖(折本)などと示した。小型本については、「横・小」「縦・小」などと表記した。また、戦前期に当研究所において複数の史料を合綴して製本したものに関しては、特に「縦綴」「横綴」などと表記した。

一 数量は、出納・閲覧の便宜を考慮し、後年の改装により、分冊あるいは合綴されたことが明らかな場合でも、現在保存されている状態での点数を採用した。

一 備考には、史料の概略や史料の中に挿み込まれている書状・書付、および綴じ込まれた文書の有無、欠本・合綴・改装の状態など、必要と思われる事柄を※印を付けて適宜表記した。

一 本史料群には、戦前期に当研究所において複数の史料をまとめて製本した合綴史料が数多くみられる。これらについては、その細目を丸番号を付けて列挙することにした(ただし、丸番号は収録順序を示す目安に過ぎず、細目に該当する個々の史料に実際に番号が付されているわけではない)。なお、細目の各項目における配列は、表題、年月日、差出(または作成者)→宛所、備考の順とし、それぞれを二字アキで示したが(細目の備考については、冒頭に※印を付した)、該当する項目に関する記載がない場合には、省略して表記している。

一 本号収録分の目録の作成にあたり、内容調査、整理カードへの採録、データ入力、および原稿化作業は、白根孝胤が担当した。

### 【参考】 石河家歴代当主の略歴(尾張家付属から明治三年まで)

初代 光忠 「市正・太八郎 初名 太郎八」

慶長一三年冬 家康の命により一五歳のときに駿府へ出仕

慶長一五年一〇月一二日 美濃・攝津両国内に新知一万石を与えら  
れる

慶長一七年 尾張藩初代藩主徳川義直に付属する

寛永五年九月一九日 死去 法名は大雄院玄信

二代 正光 「伊賀・太郎八 初名 加助」

寛永五年 家督を相続する

寛永一九年 寄合触流となる

承応元年九月 年寄役となる

寛文四年六月一二日 御役御免となる

寛文一一年九月一〇日 死去(五七歳) 法名は蓮華院

三代 章長 「隠岐守 伊賀・伊賀守・大和守・出羽守・佐渡守・大

和守 初名 七郎左衛門 隠居名 章長」

万治元年 初めて藩主に御目見をする

寛文一一年一〇月 伊賀と改名する

延宝三年三月二六日 年寄役となる

延宝五年閏一二月二八日 従五位下伊賀守に叙任される  
貞享元年一二月二五日 大和守に改める

貞享二年六月二三日	出羽守に改める
元禄元年一二月六日	佐渡守に改める
元禄三年一二月四日	大和守に改める
宝永三年二月九日	隠居し、章長と名乗る
宝永五年五月四日	死去(六〇歳) 法名は章長院
四代 正 章 「出羽守 太八郎・鞠負・大炊 初名 幸七郎 翁」	隠居名愚
元禄七年一〇月四日	初めて藩主に御目見をする
元禄十三年一二月二二日	鞠負と改名する
宝永三年二月九日	家督を相続し、大寄合に属する
宝永三年三月二五日	年寄役となる
宝永四年正月	大炊と改名する
享保四年一二月二一日	従五位下出羽守に叙任される
享保一六年六月一五日	隠居
享保一六年八月	愚翁と名乗る
宝暦三年七月二八日	死去(七〇歳) 法名は清静院
五代 忠 喜 「伊賀・太八郎・隠岐 初名 七太郎」	
享保四年九月一二日	藩主に初めて御目見をする
享保七年二月二〇日	太八郎と改名する
享保八年二月	隠岐と改名する
享保一七年六月一五日	家督を相続する
六代 光 當 「伊賀守 雅樂・伊賀 初名 千次郎」 実は出羽守正章 の二男	
享保六年四月二一日	石川兵庫の名跡を継ぎ、普請組寄合となる
享保一六年四月二九日	御書院番頭となる
享保一六年九月一九日	御用人となる
享保一八年八月二三日	兄伊賀(忠喜)の名跡を継ぐ
享保一九年二月	伊賀と改名する
元文四年八月六日	年寄役となる
元文五年一二月二二日	従五位下伊賀守に叙任される
安永一年七月二三日	死去(六一歳) 法名は徳源院
七代 光 篡 「伊賀守 太八郎・一学 初名 銀次郎」 実は伊賀守光當 の四男	
寛延元年一〇月二五日	石河三藏の名跡を継ぐ
明和五年二月一五日	父伊賀守光當の内願により嫡子となる
明和五年三月一日	太八郎と改名する
明和八年八月五日	御側同心頭御用見習となる
明和八年一〇月二六日	御側同心頭となる
安永二年九月一四日	父伊賀守の遺跡を継ぐ
安永二年一〇月一日	年寄役となる
安永二年二月二八日	従五位下伊賀守に叙任される
享保一七年九月二二日	「石川」を「石河」と改め、伊賀と改名する
享保一八年六月二二日	死去(一八歳) 法名は真源院

文化二年七月一七日 御用方ならびに加判御免となる

文化六年四月二〇日 死去(六四歳) 法名は乾龍院

光 豊 「太郎八 初名 初次郎」 実は太郎八光堅(賢)の嫡子

安永九年正月一五日 伊賀守光籌の養子となる

天明元年正月二三日 太郎八と改名する

享和二年八月二四日 御側大寄合御用見習となる

享和三年五月一二日 死去(四〇歳) 法名は縁樹院

八代 光 茂 「出羽守 太八郎・伊賀守 初名 幸七郎」 実は太郎八

光豊の嫡子

文化三年二月九日 祖父伊賀守光籌の願いにより嫡孫承祖が認められる

文化六年六月一〇日 伊賀守光籌の遺跡を継ぎ、諸事光籌の通り務めるべき旨を仰せつけられる

文化九年二月一日 加判(年寄役)となる

文化一二年九月一日 加判御免となる

文化一四年一一月一四日 加判となる(再勤)

弘化三年一二月二二日 従五位下伊賀守に叙任される

嘉永元年一〇月二四日 出羽守に改める

嘉永六年六月二九日 隠居

慶応三年 死去

嘉永六年六月二九日

嘉永六年九月二八日

太八郎と改名する

嘉永六年一〇月二日

安政四年一二月二一日 従五位下佐渡守に叙任される

明治元年一一月二四日 官位返上により、佐渡と名乗る

明治二年正月一五日

刑事知事を仰せつけられる

明治三年九月

明治政府より笠松眞貴属を仰せつけられる  
〔系譜〕「石河家文書 一〇一二」および「藩士名寄」「士林源流」による

九代 光 晃 「太八郎・佐渡守・佐渡・太八郎 初名 孟一郎」

番号	表題	年月日	差出(作成)宛所	形態・数量
二〇〇一	領知租税錄	(明治初期)	石河太八郎	縦 縦 一
二〇　二	曾井中嶋村用水論付御評定所江御留守被召呼候留書	(享保七年七月～一二月)		縦 縦 一
二〇　三	攝州御領知高役銀上納付納目録江戸御勘定所江御指出之留書	(享保九年・同一〇年)		縦 縦 一
二〇〇四	*表紙に「午年より毎歳之儀ハ御領知奉行役所留書詳也」とあり。	(享保一四年・同一五年)		
二〇〇五	御領知濃州分三役銀改り候留書			
二〇〇六	*表紙に「江戸御詰夫銀是又改り候事」「延享三年江戸夫銀路銀御扶持相改り候訳此末有之」とあり。			
二〇〇七	御月番様より御達被成候書付式通之写(竹腰山城守方在所濃州今尾輪中高札諸触之儀付)	天明五年六月晦日		状 一
二〇〇八	*包紙あり。包紙上書「山城守様御在所濃州今尾輪中高札諸触之儀御達被成候趣有之、今尾之儀山城守様御手前より高札御建させ諸触も為御触候様被仰出右御書付一通 御前為御承知御月番様より御達被成候御書付一通 己七月朔日」。			
二〇〇九	(寛文九年)五月二二六日 (北条安房守)			
二〇一〇	*端裏書「寛文九酉年」。包紙あり。包紙上書「寛文九酉年 北条安房守殿被相渡書付之写」。			
二〇一一	瑞龍院様御在府御座元年寄中より尾州仲満中江申來尾州より返報状留書抜	寛文九年	留書奉行	
二〇一二	*包紙あり。包紙上書「寛文九酉年 御家中在所持之承状留書抜 壱冊」。瑞龍院様は尾張家二代当主徳川光友のこと。(包紙)			
二〇一三	*当時の防虫剤か。「文久二戌年」とあり。			
二〇一四	(石河家知行所濃州大野郡岡嶋村川原石取之儀付返状)	(正徳二年)五月一四日	辻六郎左衛門守參(花押)→石川勒負(正章)様 貴答	縦 一
二〇一五	*封紙あり。封紙上書「石川勒負様 辻六郎左衛門」			
二〇一六	(石河家知行所濃州大野郡岡嶋村川原石取之儀付返状)	(正徳二年)五月一四日	高木五郎左衛門貞匡(花押)→石川勒負(正章)様 御報	縦 一
二〇一七	*封紙あり。封紙上書「石川勒負様 御報 高木五郎左衛門」			

## 石河家文書目録(七)

六

## 番号表題

年月日

差出(作成)宛所

形態・数量

一〇〇六三 (石河家知行所濃州大野郡岡嶋村川原石取之儀付書状写)

正徳二年五月一二日

(石川勒負)→高木五郎左衛門様人々御中

- ① (石河家知行所濃州大野郡岡嶋村川原石取之儀付書状写) 正徳二年五月一二日  
 ② (石河家知行所濃州大野郡岡嶋村川原石取之儀付書状写) 正徳二年五月一二日 (石川勒負)→辻六郎左衛門様人々御中

一〇〇六四 (包紙)

\*当時の防虫剤か。

(江戸期)

一〇〇七一 覚(摂津国國絵図仕上付)

\*包紙あり。包紙上書「摂津国御絵図付書付毫通 付札有之書付一通 青山播磨守・永井豊熊・九鬼大和守」。

一〇〇七二 (摂津国國絵図仕上付同国村数書付)

(元禄二年三月)

川瀬治左衛門

一〇〇七三 (摂津国武庫郡之内村名村数書付)

(元禄二年三月)

\*付札あり。

一〇〇八 覚(石河家家臣石高・役職付)

(江戸期)

(小々性等姓名書付)

一〇〇九 (從大納言様鮒押領仕候付書状)  
判鑑雛形

八月一四日

天 図書↓下方左近様人々御中  
(石河太八郎)

一〇一〇

文化九年二月

一〇一一

石河伊賀守

一〇一二

石河伊賀守

一〇一三 (判鑑)

\*判鑑・花押の紙片が包紙に貼り付けてある。

一〇一四 御闕所江出し候判形之控へ

\*札を包紙に貼り付けている。

一〇一五 (判鑑)

一

(江戸期)

状 状 状 状 状 状 状 状 状 包紙

\*札を包紙に貼り付けている。

二〇一六

(印鑑)

安永三年正月二三日

石河伊賀守(光籌)

状

二〇一七

(石河家由緒書上)

(江戸期)

一

二〇一八

(石河光忠知行目録写)

(慶長一五年一〇月一二日) (徳川家康御印) ↓ 石河太八(光忠)とのへ

状

二〇一九

覚(石河光忠替地目録写)

(元和八年一二月二十四日) 岡田將監(善同)書判・印判 ↓ 石川太郎八

(光忠)殿

状

二〇二〇

(年貢米差引分之覚)

(江戸期)

一

二〇二一

記(美濃国分三拾六ヶ村高帳・地帳・租税帳等目録書上)

(明治初年)

一

二〇二二

目録(石河家所持書付・留書目録)

(享保年間)

一

二〇二三

(かち小性石高・姓名書上)

(江戸期)

一

二〇二四

覚(万寿新田坂堤御入用割合極候付)

享保一八年一一月

一

二〇二五

(石川太郎八宛御内書写・岡田将監花押写)

辰五月九日  
第一通 (石川太郎八宛御内書写) 一二月二〇日 (御印写) ↓ 石川太郎八とのへ 状

二

二〇二六

御隠居様ち土佐守様江被遣候御書付式通之内御控(石河

延享四年

↓ 石川太郎八とのへ

一

二〇二七

\*包紙あり。包紙上書「御隠居様ち土佐守様江被遣候御書付式通之内御控」。

一

二〇二八

御歸國付上使被進候節御式之次第

一

二〇二九

御焼火之間御着座評定所式日出座之輩(書付)

一

石河家文書目錄(七)

番号	表題	年月日
二〇三一三	年頭御規式并御礼之御式之次第	正月朔日
二〇三一四	(二日御規式并御礼之御式之御次第)	正月二日
二〇三一五	年頭御規式并御禮之御式之次第	正月七日
二〇三一六	御用達町人等年頭御目見被仰付候御式之次第	正月朔日
二〇三一七	日光御名代帰成瀬隼人正日御目見 <sup>ニ</sup> 付御式之次第	四月二二日
二〇三一八	成瀬隼人正日光江之御暇被下置候付御式之次第	四月五日
二〇三一九	上使を以御悔被仰進候節御式之次第	四月二一日
二〇三一〇	中務大輔様咸暮之御祝儀被仰上并御礼事等 <sup>ニ</sup> 付御式之次 第	(江戸後期)
二〇三一一	勅使・東宮使入来之節御式之次第	四月五日
二〇三一二	鷹司様・近衛様より年頭御祝儀御指下之御使者御目見之	四月六日
二〇三一三	節御式之次第	
二〇三一四	建中寺・相応寺御參詣之御次第	二月二〇日
二〇三一五	御法事済 <sup>ニ</sup> 付御目見之御次第	二月二二日
二〇三一六	(御焼火之間御着座評定所式日出座之輩書付)	一〇月九日
二〇三一七	(岩屋寺江御黒印被下候付御礼之次第書付)	(江戸期)
二〇三一八	御帰国 <sup>ニ</sup> 付建中寺・相応寺御參詣之御次第	四月一八日
二〇三一九	(中御座之間御着座月並御禮被為請 <sup>ニ</sup> 付書付)	一〇月六日

二〇三一三	嘉定御祝之節御式之次第	六月一六日
二〇三一三	玄猪御祝之節御式之次第 (御登城帰御之節御通り懸ヶ御着座付書付)	一〇月六日
二〇三一四	(中御座之間御着座月次御礼被為請付書付)	一〇月一日
二〇三一五	(御燒火之間御着座評定所式日出座之輩御目見被仰付付書付)	一〇月一五日
二〇三一六	(御燒火之間御着座評定所式日出座之輩御目見被仰付付書付)	一〇月三日
二〇三一七	(御燒火之間御着座評定所式日出座之輩御目見被仰付付書付)	一〇月一二日
二〇三一八	御発駕付御目見之御次第 (御囃子組書上)	三月二日
二〇三一九	写 (石川勒負知行所百姓鉄炮相続願付尾張家年寄連署状)	正徳四年三月四日
二〇三一九	*端裏に貼紙「正徳四年三月江戸より之七里御手紙写」とあり。	三月一〇日
二〇三一九	①(石川勒負知行所百姓鉄炮相続願付尾張家年寄連署状写) 周防守殿・阿部肥前守殿・中条主水殿・石川勒負殿・河村縫殿殿	正徳四年三月四日
二〇三一九	②(石川勒負知行所百姓鉄炮相続願付尾張家年寄連署状写) 田周防守殿・阿部肥前守殿・中条主水殿・石川勒負殿・河村縫殿殿	正徳四年三月一〇日
二〇三一九	(在所知行所鉄炮改証文并御国奉行衆へ之口上書案文)	宝永六年一〇月一八日
二〇三一九	正徳四年一月	名印判書判→鈴木伊予守殿・大道寺 駿河守殿・石川兵部殿・中条主水殿・石川勒負殿・津田兵部殿
二〇三一九	石川勒負(正章)	状
二〇三一九	石川勒負(正章)	状
二〇三一九	*端裏書「武井四郎左衛御国奉行衆江令相談候而究り候案文」。 (石川勒負知行所持鉄炮相続願付書付案文)	一
二〇三一九	正徳四年一月	一

## 石河家文書目録(七)

一〇

番号	表題	年月日	差出(作成)→宛所	形態・数量
二〇三三五	(石川勘負知行所持鉄炮相続願付書付案文)	(正徳四年二月)	石川勘負(正章)	状 一
二〇三三六	*端裏書「此案文ハ留書奉行并御国奉行江も不令相談候、此書付添候口上書案も未認」。	(正徳四年二月)	石川勘負(正章)	状 一
二〇三三七	(石川勘負知行所持鉄炮相続願付書付案文)	(正徳四年二月)	石川勘負(正章)	状 一
二〇三三八	*端裏書「此案文ハ留書奉行并御国奉行江も不令相談候、此書付添候口上書案も未認」。	(正徳四年二月)	石川勘負(正章)	状 一
二〇三三九	(石川勘負知行所村々鉄炮員數付書付)	宝永七年八月	(石川勘負正章)	状 一
二〇三四〇	万寿新田境普請入用割合極之覚書	享保一八年一一月一五日	(石川勘負正章)	状 一
二〇三四一	*包紙あり。包紙上書「笠松御役所而小林友右衛門請取來ル」。	(文政一〇年)		
二〇三四二	(包紙)	(文久二年)		
二〇三四三	*包紙に「文久二戊年」とあり。防虫剤か。	(江戸期)		
二〇三四四	(包紙)	(江戸期)		
二〇三四五	*防虫剤か。	(江戸期)		
二〇三四六	七里定格覚書	寛保二年		
二〇三四七	*包紙あり。包紙上書「江戸御留守 寛保二亥年七里定格覚書」。	(江戸中期)		
二〇三四八	包紙(正章公御自筆)	(江戸中期)		
二〇三四九	*二〇三三三→二〇三三七の包紙。包紙上書「正章公御自筆」。	(江戸中期)		
二〇三四一〇	(石河家系譜調閑連書類)	(江戸中期)		
二〇三四一	*九点一括。括った紐あり。	(江戸期)		
二〇三四一二	(參河後風土記抜書)	(江戸期)		
二〇三四一三	*六点一括。括った紐あり。	(江戸期)		
二〇三四一四	御用勤年曆	(江戸期)		
二〇三四一五				

二〇三八一六

清静院様御平常御飯之御分量御筆之御書付

(江戸中期)

\*包紙あり。清静院は四代当主石河正章のこと。

第一通 (清静院様御飯之御分量積御書付) (江戸中期)

第二通 (清静院様秋涼之節御飯之御分量之儀付御書付) (江戸中期)

二〇三八一七

(御様牋覚書)

\*包紙あり。包紙上書「正章公御自筆御様牋之御覚」。

(江戸中期)

二〇三八一八

(列仙伝御書抜)

\*包紙あり。包紙上書「清静院様御筆列仙伝御書抜一冊」。

(江戸中期)

二〇三八一九

(山王根津御社参・紅葉山御社参付覚書写)

宝永七年三月七日

\*端裏書「文昭院様御代被仰出御請之趣」。二〇三八一九と二〇三八一六を括った紙綴あり。

二〇三八二〇

(養子相続并服忌之儀付間合書付并付札)

元文五年八月一七日・  
八月二六日

\*端裏書「本文服忌之儀、元文五申八月七日以御城附津田權之丞、公義大御目付衆・御目付衆之内江為間合候處、御目付能勢基四郎殿江相達置候へハ、大御目付衆江も被申相候由ニ而同廿六日付札ニ而挨拶有之候由、御城附申達候旨御用入田辺新兵衛申聞」。

二〇三八二一

(服忌之儀付書付)

元文元年九月一五日

二〇三八二二

(御対面所御客御座配之儀付書付)

(江戸中期)

二〇三八二三

(公方様・大納言様より竹姫君様江被為進候品々并御餞別之  
御書付)

(江戸中期) 一一月二二日・  
一一月二三日

二〇三八二四

(諸大名衆江御老中方御招請之節之書付)

(江戸中期)

二〇三八二五

(御老中御招請之節被為召候御役人衆書上)

(江戸中期)

二〇三八二六

(御老中御招請之節御役人衆座配図)

明治四年九月二日

二〇三八二七

包紙(具足一領質物御預り金証文等付)

\*二〇三八一八と二〇三八二三の包紙。包紙上書「近藤様より具足一領質物御預り金武拾兩也、御貸し申候証文壹通、尤御使岩田兵次郎様名前ニ而 明治四辛未年九月二日」。

石河家文書目録(七)

一一一

番号表題

年月日

二〇三八一八 (借用金之儀付書状)

\*端裏書「伊藤文七様 内用 近藤速水」。

二〇三八一九

(祝用付借用証文)

(明治四年)九月

二〇三八二〇 (近藤速水殿借用之分請取申候付書状)

(明治四年)九月三日

二〇三八二一

(借用証文)

(明治八年八月二日)

二〇三八二二

包紙(御初穂付)

(江戸後期)

二〇三八二三

衣服定(御殿中衣服品之定)

天明六年正月

二〇三八二四

市買御殿衣服定

天明二年八月

二〇三八二五

(印文)

(江戸後期)

二〇三八二六

包紙(御初穂付)

(江戸後期)

二〇三八二七

桃園院御葬送御行列

(宝曆一二年)八月二二日

二〇三九一

袋(道中供奉御用関連文書)

(江戸中期)

二〇三九二

\*三元一「三元一四を入れた袋。「道中供奉御用」と貼紙あり。

(元禄八年(同一年))

二〇三九三

(章長院様御在世之時供奉被遊候例書付)

\*紙片に「章長院様御在世之時供奉被遊候例書付式通」とあり。二通を括った紙綴あり。章長院は三代当主石河章長のこと。

第一通 (石河章長供奉被遊候付書上) (元禄八年(同一年)) ※端裏書「是ハ玄闕帳之書抜歟」。

第二通 (供奉被遊候付書上) (江戸初期)

円覺院様御代初面御上国(付書付)

(四月四日～四月一日)

二〇三九四

御道中より七里出候有無之御泊宿書付

\*紙綴あり。円覺院様は尾張家の四代当主徳川吉通のこと。

二〇三九五

御道中より七里出候有無之御泊宿書付

\*端裏に貼紙「御道中より七里出候有無之御泊宿書付 是ハ留書奉行江尋候處出候書付」とあり。二〇三九四と二〇三九五を括った紙綴あり。

状	状	状	袋	帖	帖	帖	帖	包紙	形態・数量
一	一	二	一	一	一	二	一	一	一

三〇九五

江戸・尾州より七里到着有無之御泊宿書付

(四月四日～四月一日)

状

一

三〇九六

(御参府ニ付自尾州江戸御留守方江書状写)

享保九年

(江戸御留守方)

状

一

三〇九七

\*端裏に貼紙「享保九辰御参府之節極ル自尾州江戸御留守方參画江未翰之写」とあり。

享保九年

(江戸御留守方)

状

一

三〇九八

(御道中御法度并覚書)

享保一五年

帖

一

三〇九九

\*包紙あり。包紙上書「御道中御覚書」。

享保一六年

帖

一

三一〇〇

\*包紙上書「享保十五戌」。

享保一五年

包紙

一

三一〇一  
(御供捕ニ而御発駕付書付)

二月一三日  
三月一〇日

状

一

三一〇二  
(御旅行中御旅館御立之御時刻(書付))

(江戸中期)

状

一

三一〇三  
(御道中より七里出候ニ付書付)

(三月一三日～二月一〇日)

状

一

三一〇四  
(御泊御登休江着御之節御先列止り候所より御召連候御供人

(江戸中期)

状

一

三一〇五

地廻供立復先規候事(付書付)

享保一五年

状

一

三一〇六  
(石河出羽守正章)

\*包紙あり。包紙上書「享保十五戌年地廻供立復先規候事嫡子相続之輩之外ハ不可有披見」。書付の挟み込みあり。書付に包紙あり。包紙上書「書付

(五月 石川出羽守差出)、端裏書「御書面之趣同役共江も申談候処、先規御格式も御座候ニ付苦ケ間鋪由何も申候間御勝手次第為御持可然存候 戊五月

十二日 本多弥八郎」。

一

三一〇七

袋(享保十三申年御祝儀献上仕候付而奉書出候事之書付)

享保二三年

袋

一

三一〇八

\*続紙。全六通の書付あり。端裏に貼紙「壱 御留書奉行池田新右衛門より指越御祝儀物献上仕候付奉書出候事之書付等三卷之内 享保十三申年」とあり。

一

三一〇九

(御祝儀物献上仕候付奉書出候事之書付)

享保二三年

状

一

三一〇一〇

①(暑氣之節ニ付書状) (享保十三年六月一日 池田新右衛門方政(花押)→石出羽守様(石河正章) 参入々御中

一

## 石河家文書目録(七)

## 番号表題

一四

差出(作成)→宛所

年月日

形態・数量

- ② 覚(公儀江御獻上物被成候万石以上御家老衆之儀付) (享保二三年)六月

- ③ (御老中方より石川出羽守殿・渡辺半蔵殿江奉書出候儀付書付写) (享保二三年)六月七日 尾崎右衛門八→幡野弥五兵衛様

\*貼紙に「尾崎右衛門八御城より御用人衆江指越候手紙写」とあり。

- ④ (石河出羽守殿端午・重陽・歳暮御祝儀物御獻上之儀付当春御達并御老中御指図之趣書抜) (享保年間)

- ⑤ (日光御社參御祝儀并諸大名より獻上物有之時奉書出候儀付覺書非添状) (享保二三年)六月

\*貼紙に「飯高七左衛門殿御老中宅江被相越被窺候趣之覺書」とあり。飯高七左衛門差出・尾崎右衛門八宛の添状あり。

- ⑥ (獻上物有之時奉書出候儀付覺書并老中書状写) (享保二三年)六月一五日 池田新右衛門↓

二〇三一三  
(御祝儀物獻上仕候付奉書出候事之書付)

享保二三年 状 一

\*統紙。全一〇通の書付あり。端裏に貼紙「式 留書奉行池田新右衛門より指越御祝儀物獻上仕候付奉書出候事之書付等二卷之内 享保十三申年」とあり。

- ① (御祝儀物獻上仕候付奉書出候事取扱御礼付書付) (享保二三年)六月一九日 池田新右衛門方政(花押)→石出羽守(石河正章様)

- ② (御祝儀物獻上仕候付奉書出候礼御音物之儀付書付) (享保二三年)七月二一日 池田新右衛門方政(花押)→石出羽守(石河正章様尊答)

- ③ (日光御社參相済候御祝儀物并大納言様御疱瘡被遊御快然候御祝儀物獻上仕候付奉書出候儀付書付写) (享保二三年)七月二〇日 尾崎右衛門八→飯高孫大夫様

- ④ (日光御社參相済候御祝儀物并大納言様御疱瘡被遊御快然候御祝儀物獻上仕候付奉書出候儀付御禮品之儀書付写) (享保二三年)七月二〇日 右同人(尾崎右衛門八)→飯高孫大夫様

- ⑤ (日光御社參相済候御祝儀物并大納言様御疱瘡被遊御快然候御祝儀物獻上仕候付奉書出候儀付御禮品之儀書付写) (享保二三年)七月二〇日

- ⑥ (飯高孫大夫殿・飯高七左衛門殿江之御禮品書付) (享保二三年)七月 池田新右衛門↓

- ⑦ (石川出羽守殿・渡辺半蔵殿より音信御預付書付) (享保二三年)七月二〇日

- ⑧ (奉書之儀付石川出羽守殿・渡辺半蔵殿より小菊紙二十束被掛御意候付書付) (享保二三年)七月二〇日

\*貼紙に「最前之返報及暮取込候儀御座候故早々及返報候由て至而挨拶之手紙被指越候由」とあり。

- ⑨ (日光御社參相済候御祝儀物并大納言様御疱瘡被遊御快然候御祝儀物獻上仕候付奉書出候儀付御禮品之儀書付写) (享保二三年)七月二二日

- 飯高孫大夫胤寿(花押)→尾崎右衛門八様 貴報

- ⑩ (御祝儀物獻上仕候付奉書出候儀付御禮品之儀書付) (享保二三年)八月八日 池田新右衛門方政(花押)→石出羽守様(石河正章様尊報

二〇三一四  
御祝義物獻上仕候付奉書出候事之書付

\*続紙。全六通の書付あり。端裏に貼紙「參 留書奉行池田新右衛門より指越御祝義物獻上仕候付奉書出候事之書付等二卷之内 享保十三申年」とあり。

享保二三年

状 一

- ① 覚(御祝義物獻上仕候付奉書出候儀之留究り之趣<sup>ニ</sup>付書付) (享保三年)八月一五日 池田新右衛門↓  
 ② (御祝義物獻上仕候付奉書出候儀公儀之御定<sup>ニ</sup>被書誌事<sup>ニ</sup>候哉之儀<sup>ニ</sup>付書付) (享保一三年)

\*貼紙に「尾崎右衛門八江口上<sup>ニ</sup>而委細申候上<sup>ニ</sup>而相渡候覺書写」とあり。

- ③ (御祝義物獻上仕候付奉書出候儀之御沙汰<sup>ニ</sup>付書付) (享保一三年)

\*貼紙に「御年寄衆<sup>ト</sup>御城附江被仰渡候趣之書付写」とあり。

- ④ 公義被仰入留書拔(御祝義物獻上仕候付奉書出候儀之御沙汰<sup>ニ</sup>付綴) (享保三年)

- ⑤ 覚(御祝義物獻上仕候付奉書出候儀<sup>ニ</sup>付) (享保二三年)一月晦日 池田新右衛門↓

- ⑥ (石川出羽守・渡辺半藏御祝義物獻上仕候付奉書出候儀<sup>ニ</sup>付書付) (享保一三年)

二〇三一六

(竹姫様御入輿付<sup>ニ</sup>御祝儀物御獻上被遊候付奉書出候儀<sup>ニ</sup> 享保一四年二月二七日  
 付書付<sup>并</sup>案文)

\*端裏書「享保十四酉年留書奉行池田新右衛門<sup>ト</sup>来翰奉書之事」。

- ① 覚(竹姫様御入輿付<sup>ニ</sup>御祝儀物御獻上被遊候付奉書出候儀<sup>ニ</sup>付) (享保一四年)二月二七日

- ② (竹姫様御入輿付<sup>ニ</sup>御祝儀物御獻上被遊候付奉書出候儀<sup>ニ</sup>付申談候書付案文) (享保一四年)二月二七日 ↓池田新右衛門様

二〇三一七

(日光山御社參<sup>并</sup>大納言様御庖瘡御快然之御祝儀物獻上 享保一三年  
 致候<sup>ニ</sup>付奉書出候儀<sup>ニ</sup>付返札之<sup>ニ</sup>案文五通)

\*端裏書「奉書之事」

「享保十三申年日光山御社參、大納言様御庖瘡御快然之御祝儀物獻上致候付奉書出候義<sup>ニ</sup>付<sup>ニ</sup>而留書奉行在江戸池田新右衛門<sup>ト</sup>追々  
 申越候返札之案五通如左、但委細之趣新右衛門<sup>ト</sup>之來翰<sup>ニ</sup>相見候故此案文者不用<sup>ニ</sup>候間可令火中也」とあり。

の。

二〇三一八

(日光山御社參<sup>并</sup>大納言様御庖瘡御快然之御祝儀物獻上 享保一三年

状 一

致候<sup>ニ</sup>付奉書出候儀<sup>ニ</sup>付返札之<sup>ニ</sup>案文五通)

\*端裏書「奉書之事」、「享保十三申年日光山御社參、大納言様御庖瘡御快然之御祝儀物獻上致候付奉書出候義<sup>ニ</sup>付<sup>ニ</sup>而留書奉行在江戸池田新右衛門<sup>ト</sup>追々  
 申越候返札之案五通如左、但委細之趣新右衛門<sup>ト</sup>之來翰<sup>ニ</sup>相見候故此案文者不用<sup>ニ</sup>候間可令火中也」とあり。

- ① (公儀御慶事<sup>ニ</sup>付獻上物致候付<sup>ニ</sup>奉書之儀<sup>ニ</sup>付案文) (享保二三年)六月二三日

- ② (拙者<sup>ト</sup>会狀之品音物之儀等<sup>ニ</sup>付案文) (享保二三年)七月八日 ↓池田新右衛門様

- ③ (拙者<sup>ト</sup>音物之儀并奉書出候儀等<sup>ニ</sup>付案文) (享保二三年)七月二九日 ↓池田新右衛門様

- ④ (奉書出候儀之御書物・覺書・公儀被仰入留書拔等御指越<sup>ニ</sup>付案文) (享保二三年)九月一六日 ↓池田新右衛門様

- ⑤ (奉書出候儀<sup>ニ</sup>付究り之趣公儀<sup>ニ</sup>て張出写相渡候等<sup>ニ</sup>付案文) (享保二三年)二月朔日 ↓池田新右衛門様

袋(殿翁様御手元<sup>ニ</sup>御差置被遊候御書付之儀<sup>ニ</sup>付)

(江戸中期)

状 一

一

袋 一

一

## 番号表題

差出(作成)→宛所

形態・数量

年月日

\*二〇三一(二〇三一四)を入れた袋。袋に貼紙「愚翁様御役儀之節御手元御差置被遊候御書付共之内御領知御規模之儀有之御書付候故火失被仰付候も御残念ニ思召候間御家老共御預り黒箱之内江入置候様ニとの御事ニ而元文式已六月御渡被遊候御書付也」とあり。愚翁様は四代当主石河正章のこと。

二〇三一(一)

包紙(鉄炮改之儀付)

包紙 一

(江戸中期)

状 二

二〇三一(三)

御城帳写(鉄炮改之儀付)

宝永六年四月一八日・  
四月二二日

\*包紙あり。包紙上書「此書付之趣宝永六丑年四月廿日出七里ニ尾州江申參於御領分鉄炮打候義前鉄炮改無之以前之振ニ可相心得旨等役所ニ而被申渡之擇申參候」紙縫に紙片「壹」とあり。

第一通 宝永六年四月十八日御城帳写(獵師鉄炮相続・玉込鉄炮免許之儀等付)

宝永六年四月一八日

第二通 四月廿二日御城帳(鉄炮之改儀付) 宝永六年四月一八日

二〇三一(四)

(鉄炮改証文案)

(江戸中期)

家老名印 書判→仙石丹波守殿・鳴田十兵 状 一

衛殿

二〇三一(五)

覚(鉄炮打之儀付書付)

丑二〇月

二〇三一(六)

書付御渡被成候所々(鉄炮改之儀付)

\*二〇三一(六)→二〇三一(六)を括った紙縫あり。紙縫に紙片「式」とあり。

(五月・八月)

状 一

二〇三一(六)

(鉄炮改証文案)

(江戸中期)

名印 書判→年寄中宛名

状 一

二〇三一(六)

覚(鉄炮改之儀付)

八月

状 一

二〇三一(六)

(鉄炮改之儀付書付)

宝永七年一月一八日

状 一

二〇三一(七)

(御領内鉄炮改之儀付書付)

状 一

第一通 覚(御領内鉄炮改之儀付書付) (宝永七年二月)

状 一

第二通 (去年鉄炮改同相済候節被仰渡候所々書上) (宝永七年一月)

※端裏書「佐屋奉行之義ハ書付相渡ニ不及」。

二〇三一八一 覚(石川勒負知行所百姓鉄炮相続之儀=付証文写)

正徳四年一月

中條主水 無判→仙石丹波守殿・鳴田佐渡 状 一  
守殿

\*二〇三一八一～二〇三一八三を括った紙綴に紙片「四 留帳書抜」とあり。

二〇三一八二 (石川勒負知行所百姓鉄炮相続願之儀七里状留書抜)

正徳四年一月二八日

石川勒負・中條主水・阿部肥前守・織田 周防守・渡辺飛驒守→大道寺駿河守様・津田兵部様・山澄主税様

二〇三一八三 (石川勒負知行所百姓鉄炮相続願之儀七里状留書抜)

正徳五年一〇月晦日

(織田)周防守・(山澄)主税・(大道寺)駿河守・(津田)兵部→(阿部)能登守様・津田兵部様・山澄主税様

二〇三一九一 覚(御領内鉄炮相続=付書付案文)

正徳二年一月

(誰 無判→誰 殿)

状 一

二〇三一九二 (用心鉄炮相続之儀=付達書)

(宝永七年一〇月一〇日)

\*二〇三一九一～二〇三一九七を括った紙綴、および二〇三一九一～二〇三一九三を括った紙綴あり。下札に「二 公義鉄炮改衆江出書付取扱品」とあり。

二〇三一九三 覚(鉄炮相続之儀=付証文写)

正徳元年八月

大道寺駿河守 無判・阿部縫殿 無判→仙 状 一

二〇三一九四 覚(濃州安八郡神戸村次郎右衛門并濃州恵那郡川上村徳

卯八月・辰四月

西尾二郎兵衛・富永二右衛門・星野七右 状 一

兵衛・茂平次鉄炮相続之儀=付御国奉行達書写)

衛門

状 一

二〇三一九五 (鉄炮相続之儀=付御国奉行書付写)

巳六月

星野七右衛門・富永二右衛門・箕形善左 状 一

二〇三一九六 覚(鉄炮取上ヶ之儀=付書付)

寅一〇月

高木十右衛門・小笠原二九郎→(觀藏院) 状 一

二〇三一九七 覚(鉄炮相続之儀=付書付)

辰二月

高木十右衛門・小笠原二九郎→(觀藏院) 状 一

二〇三一九八 (鉄炮改之儀=付公義被仰出之書付他御領分鉄炮改之儀=付尾張家年寄連署御書付并御城書)

享保二年

高木十右衛門・小笠原二九郎→(觀藏院) 状 一

\*全三通をまとめた包紙あり。包紙上書「五 享保貳四年從公義被仰出有之而改無之已前之通成候擇之書付」。紙綴あり。

## 番号表題

年月日

差出(作成)→宛所

形態・数量

第一通 覚(鉄炮改之儀付公儀被仰出之書付)

享保二年五月

※包紙上書「公義被仰出之書付」。

第二通 (御領分鉄炮改之儀付年寄衆連署書付)

(享保二年)六月二〇日

大道寺駿河守・織田周防守・阿部能登守・中條伊豆守・津田兵部・河村縫殿

部・河村縫殿→石川韌負殿

※端裏書「石川韌負殿 大道寺駿河守・織田周防守・阿部能登守・中條伊豆守・津田兵

第三通 (閑八州・江戸十里四方并御領分鉄炮改之儀付御城書)

享保二年六月二日

（御鷹野御成之節大名衆御料理之儀無用之趣付書付）

享保三年閏一〇月二八日

\*二〇三一一二一～二〇三一二一三を括った紙綴あり。紙片に「御鷹野御成之節」とあり。

二〇三一一二一

享保二年一二月八日

状

二〇三一一二三 (御成之節御伺書并付札写)

(江戸中期)

状

二〇三一一二四 包紙(江戸中屋敷御改之儀付)

(享保期)

包紙

\*包紙上書「御先代御当代江戸中屋敷御改之儀付而之書付三絨」。二〇三一一二一～二〇三一一二四を括った紙綴あり。

二〇三一一二五 覚(江戸五里四方御拳場住居之浪人吟味付大目付御城附江為心得見セ被申御書付之写)

享保三年六月二四日

状

\*端裏書朱書きで「イ」とあり。二〇三一一二一～二〇三一一二三を括った紙綴あり。

二〇三一一二六 (公儀御鷹場之内有之屋敷居住之浪人改付御城附御達之書付)

享保二年七月朔日

状

\*端裏書朱書きで「ロ」とあり。

二〇三一一二七 覚(御拳場住居仕候浪人御吟味改付書付案文)

享保二年七月

状

\*朱書きで「乾」とあり。二〇三一一二一～二〇三一一二二の紙綴あり。

二〇三一一二八 (上屋敷之外所々屋敷・抱屋敷・町屋敷・預り地吟味付書付)

(正徳二年六月・正徳三年五月朔日・正徳六年閏二月二六日)

石川韌負(石河正章)御印→稻葉多宮殿・仙波七郎左衛門殿

状

状

一

\*朱書きで「乾」とあり。二〇三一一二一～二〇三一一二二の紙綴あり。

二〇三一四二

(正徳二年一二月一六日・  
正徳三年七月・正徳六年)

抱地吟味<sup>ニ</sup>付書付写書抜  
（上屋敷之外所々屋敷・抱屋敷・預り地并御家中下屋敷）

\*端裏書朱書きで「坤」とあり。貼紙に「是ハ御用入方取扱之趣書付之写」とあり。

二〇三一五二

覚(抱屋敷吟味之儀<sup>ニ</sup>付御城附江御渡候御書付并御家老  
衆江相渡候様<sup>ニ</sup>と被仰聞御渡候書付写)

\*端裏書朱書きで「一」とあり。二〇三一五一～二〇三一五三を括った紙綴あり。

二〇三一五三

覚(尾張殿家來自分抱屋敷申達書)

享保二年一二月

山澄主税→横田備中守殿・鳴田佐渡守  
殿・佐々木五郎右衛門殿・山岡助右衛門

状 級

二〇三一五四

\*端裏書朱書きで「二」とあり。貼紙に「御用入方<sup>ニ</sup>而取扱公義江出候書付写」とあり。

二〇三一五五

覚(御家中抱屋敷之儀<sup>ニ</sup>付被相渡候書付写)

享保二年二月一三日

状 級

二〇三一五六

紙片(三役銀<sup>ニ</sup>付)

\*紙片に「三役銀」とあり。二〇三一七～二〇三一三を括った紙綴あり。

二〇三一五七  
(正保二酉年改尾濃延概<sup>ニ</sup>付上納三役銀之積書上)

(正保二年)

二〇三一五八  
(三役銀之儀<sup>ニ</sup>付御国方役所江承合申聞候書付)

二二月

二〇三一五九  
(知行元高之家臣書上)

(江戸初期)

二〇三一六〇  
(先年夫銀之負數承伝候趣之書上)

一二月

二〇三一六一  
(江戸夫銀之無増家臣書上)

(江戸期)

二〇三一六二  
覚(美濃路十ヶ宿江被下候御救金之儀<sup>ニ</sup>付御国方江承合候  
書付)

(江戸期)

\*端裏に貼紙「御国方江承合候書付」とあり。

二〇三一六三

紙片(江戸火事之儀<sup>ニ</sup>付)

\*「江戸火事之儀<sup>ニ</sup>付而書付」とあり。二〇三一西～二〇三一二七を括った紙綴あり。

## 石河家文書目録(七)

二〇

## 番号表題

年月日

差出(作成)→宛所

形態・数量

三〇三一四 覚(出火之儀<sub>ニ</sub>付御家老衆江申達候御書付写・御在府日帳  
書拔) 享保二年一〇月一日

綴一  
状一

三〇三一五 (尾張家江戸屋敷并家老中控屋敷等近所火事之節罷越候  
御役人之書付) 享保期

状一  
一

三〇三一六 (出火之節万石以下之屋敷江見廻り可申旨申渡候書付)  
(出火之節武家屋敷消防之儀<sub>ニ</sub>付御書付写) 享保期

状一  
一

① 覚(出火之節屋敷廻り<sub>ニ</sub>三町之間人数差出等之儀<sub>ニ</sub>付万石以上之面々江出候書付之写) 享保三年一〇月

② 覚(出火之節屋敷防かせ申儀<sub>ニ</sub>付大御目付衆・御目付衆より此間諸向江被相触候由之書付写) 享保七年四月二二日・九月四日

③ (武家屋敷火消之節町人足欠付候儀<sub>ニ</sub>付相渡候書付写) 享保七年二月三日・二月二十五日

④ (火事之節面々消留屋敷之儀<sub>ニ</sub>付御城附共江相渡候書付写) 卯二月一〇日・二月二三日・二月二四日・二月二七日

⑤ (中屋敷・下屋敷・抱屋敷より出火之節之儀<sub>ニ</sub>付御城附共江相渡候書付并尾州より江戸江来ル七里手紙写) 享保八年二月朔日・二月二八日

⑥ (出火之節風下之屋敷万井寺社町等迄火事場見廻り之面々打廻り防之儀<sub>ニ</sub>付大御目付横田備中守殿見せ被申候書付写) 享保九年正月二二日

⑦ (昨日之火事<sub>ニ</sub>而四谷御門外尾張殿屋敷・石川出羽守・志水吉左衛門屋敷類焼<sub>ニ</sub>付書付写) 享保九年二月一日

⑧ (火事之節組合頭取之面々申合之儀<sub>ニ</sub>付書付写) (享保二三年)二月二〇日 享保九年二月一日

三〇三一七 (御領分百姓公事・争論等<sub>ニ</sub>而江戸江罷下候儀<sub>ニ</sub>付市谷御 享保七年五月五日

状一  
一

目付衆江被申渡之由之書付写)

\*端裏書「享保七年五月五日於江戸仲満衆より御目付江被申渡之由之書付写」。包紙あり。包紙上書「公義江訴詔等<sub>ニ</sub>付百姓江戸江罷下候節市買御目付江届之事」。

三〇三一九 紙片(江戸屋敷<sub>ニ</sub>付)

(享保期)

\*札に「品之書付 江府屋敷用」とあり。三〇三一〇～三〇三一五を括った紙縫あり。

三〇三一〇 覚(江戸井十里四方之内<sub>ニ</sub>有之武土屋敷<sub>ニ</sub>指置候浪人・鉄 炮改<sub>ニ</sub>付書付) 享保三年七月二十五日

状一  
一

三〇三一一 (屋敷改之儀<sub>ニ</sub>付書付) (享保四年<sub>ニ</sub>同一〇年)

状一  
一

二〇三一三	(道奉行被仰付候儀付書付写)	状
二〇三一四	(餌指之儀付從大日付御城附共江見せ置候御書付写)	状
二〇三一五	(屋敷江捨文致候儀付相触候書付)	状
二〇三一六	(倒死病人水死等之儀付御城附見せ被申候書付写)	状
二〇三一七	(浅野内膳所持抱屋敷家来江譲被申度儀付紀州様より御城附を以被仰達候御書付并付札写)	状
二〇三一八	*二〇三一七、二〇三一九を括った紙綴あり。	状
二〇三一九	覚(百姓地抱屋敷井町並屋敷・町屋敷讓渡候儀付被相渡候書付写并御城書)	状
二〇三一四〇	紙片(江戸屋敷作事付)	状
二〇三一四一	*紙片に「一 江戸屋敷作事付屋敷構之往還致板囲候義ハ道奉行衆江達候事 右出来分迄板囲い取扱節も相達候」とあり。	状
二〇三一四二	(屋敷之間数改候儀付御城附江為見被見申候書付写)	状
二〇三一四三	(江戸中請負辻番所之儀付書付写并条々写)	状
二〇三一四四	*端裏書「此義ハ追而不明ニ成ル」。二〇三一四〇～二〇三一四九を括った紙綴あり。	状
二〇三一四五	(御徒目付辻番改相止候事付書上)	状
二〇三一四六	(武士方組合辻番之儀付御城附江見せ被申候書付写并御城書)	状
二〇三一四七	(正徳年間～享保年間)	袋
二〇三一四八	*袋の上書「公儀御目見之義調候付而之書付等 不可他見也 石川出羽守正章」。	袋
二〇三一四九	(正徳年間～享保年間)	袋

石河家文書目録(七)

番号表

一一一

差出(作成)→宛所

形態・数量

年月日

\*包紙上書「壹 公儀御目見願最初之節之書付四包」。二〇三一三、二〇三一六を括った紙綴あり。

二〇三一三

(石川勒負正章公儀江御目見被仰付候儀付願書案文并覺書)

正徳四年

(石川勒負正章)

状 二

\*包紙あり。包紙上書「正徳四年願之義織田周防守殿・阿部能登守殿江致内談候節之案并覺書也、朱書之所者周防守了簡二而書加也、此覺書者右兩人衆江為見申計二而其外江者為見不申候也」。

第一通 (石川勒負公儀江御目見被仰付候儀付願書案文)

正徳四年

(石川勒負正章)

第二通 (江戸下向ニ付公方様・大納言様等御礼被仰上候儀覺書)

(正徳四年) (石川勒負正章)

二〇三一四 (石川勒負正章公儀江御目見中絶之年數久敷御座候事ニ付 正徳四年

書付二通)

\*包紙あり。包紙上書「二 正徳四年願書未出已前織田周防守殿丸山昌貞方江被致内談候覚書式通也、此杉原紙二相見候中絶久候事、御幼君様之事、兩條之品者昌貞方江周防守殿江被申候ニ付、其訛ケを申解候趣也」。

第一通 (公儀江御目見中絶之年數久敷御座候事ニ付書付)

正徳四年

第二通 (御家江人ニ付御附属被遊候輩之儀等ニ付書付)

正徳四年

二〇三一五 (公儀江御目見御願之儀ニ付書付控)

正徳四年九月二一日

石川勒負(正章)→(織田周防守)

状 一

二〇三一六 (公儀江御目見御願之儀ニ付留書奉行役所之留写)

正徳四年

綴 一

二〇三一七 (公儀江御目見再願ニ付年寄衆江申遣候書状案并返報写等

七通)

状 一

二〇三一八 (公儀御目見可被仰付旨并參府御暇御札等之趣留帳写)

享保元年・享保二年

綴 一

\*包紙あり。包紙上書「貳 享保元申年 公儀御目見可被仰付旨并參府御暇御札等之趣留帳写」。紙綴あり。

(公儀御目見可被仰付旨并參府御暇御札等之趣留帳写)

享保元年

二〇三一九 包紙(公儀江御目見之儀ニ付)

享保元年

包紙

\*包紙上書「四 享保元申年 公儀江御目見之義就被仰出之候状手前書付等 目録相誌添置」。

二〇三一〇～二〇三一八の紙縫あり。

一〇三一〇  
(公儀江御目見并獻上物拝領物被仰付之儀 付尾張家年寄  
衆連署状)

津田兵部高寛(花押)・阿部能登守正寛  
(花押)・大道寺駿河守直秀(花押)↓石川

綴

衆連署状(折紙)二通を綴つてある。

津田兵部高寛(花押)・阿部能登守正寛  
(花押)・大道寺駿河守直秀(花押)↓石川

綴

\*尾張家年寄衆連署状(折紙)二通を綴つてある。

津田兵部高寛(花押)・阿部能登守正寛  
(花押)・大道寺駿河守直秀(花押)↓石川

綴

一〇三一一  
(参府御暇之節公儀江御目見并獻上物拝領物被仰付之儀 付尾張家年寄  
衆連署状)

津田兵部高寛(花押)・阿部能登守正寛  
(花押)・大道寺駿河守直秀(花押)↓石川

綴

付尾張家年寄衆連署状(折紙)二通を綴つてある。

津田兵部高寛(花押)・阿部能登守正寛  
(花押)・大道寺駿河守直秀(花押)↓石川

綴

一〇三一二  
(公儀江御目見并參府御暇年頭其外獻上物拝領物等之儀 付尾張家年寄衆連署状)

大道寺駿河守(直秀)・阿部能登守(正寛)・津田兵部(高寛)↓石川勒負(石川正寛)・大道寺駿河守(直秀)・阿部能登守(正寛)・津田兵部(高寛)↓織田周防守様・中條伊豆守様・山澄主税様・河村縫殿様

綴

一〇三一三  
(參府御暇之節公儀江御目見并獻上物拝領物被仰付候儀 付書付等御城書書拔)

大道寺駿河守(直秀)・阿部能登守(正寛)・津田兵部(高寛)↓石川勒負(石川正寛)・大道寺駿河守(直秀)・阿部能登守(正寛)・津田兵部(高寛)↓織田周防守様・中條伊豆守様・山澄主税様・河村縫殿様

綴

一〇三一四  
(參府御暇之節公儀江御目見并獻上物拝領物被仰付候儀 付書付等御城書書拔)

大道寺駿河守(直秀)・阿部能登守(正寛)・津田兵部(高寛)↓石川勒負(石川正寛)・大道寺駿河守(直秀)・阿部能登守(正寛)・津田兵部(高寛)↓織田周防守様・中條伊豆守様・山澄主税様・河村縫殿様

綴

一〇三一五  
(參府御暇之節公儀江御目見并獻上物拝領物可有之旨被仰付候 付成瀬隼人正書状)

大道寺駿河守(直秀)・阿部能登守(正寛)・津田兵部(高寛)↓織田周防守様・中條伊豆守様・山澄主税様・河村縫殿様

綴

一〇三一六  
(石河家先祖參府之節公儀江御礼被仰上候儀 付書付)

大道寺駿河守(直秀)・阿部能登守(正寛)・津田兵部(高寛)↓織田周防守様・中條伊豆守様・山澄主税様・河村縫殿様

綴

一〇三一七  
(石河家先祖參府之節公儀江御礼之証跡 二〇三一六～二〇三一八を括った紙縫あり)

大道寺駿河守(直秀)・阿部能登守(正寛)・津田兵部(高寛)↓織田周防守様・中條伊豆守様・山澄主税様・河村縫殿様

綴

一〇三一八  
(公儀江御目見可被仰付儀之書状目録)

大道寺駿河守(直秀)・阿部能登守(正寛)・津田兵部(高寛)↓織田周防守様・中條伊豆守様・山澄主税様・河村縫殿様

綴

\*端裏書「目録」。

大道寺駿河守(直秀)・阿部能登守(正寛)・津田兵部(高寛)↓織田周防守様・中條伊豆守様・山澄主税様・河村縫殿様

綴

袋(御領知奉行方留帳之写付)

大道寺駿河守(直秀)・阿部能登守(正寛)・津田兵部(高寛)↓織田周防守様・中條伊豆守様・山澄主税様・河村縫殿様

綴

石河家文書目録(七)

大道寺駿河守(直秀)・阿部能登守(正寛)・津田兵部(高寛)↓織田周防守様・中條伊豆守様・山澄主税様・河村縫殿様

綴

一〇三四

大道寺駿河守(直秀)・阿部能登守(正寛)・津田兵部(高寛)↓織田周防守様・中條伊豆守様・山澄主税様・河村縫殿様

綴

一〇三五

大道寺駿河守(直秀)・阿部能登守(正寛)・津田兵部(高寛)↓織田周防守様・中條伊豆守様・山澄主税様・河村縫殿様

綴

大道寺駿河守(直秀)・阿部能登守(正寛)・津田兵部(高寛)↓織田周防守様・中條伊豆守様・山澄主税様・河村縫殿様

綴

綴

## 石河家文書目録(七)

二四

## 番号表題

差出(作成)→宛所

形態・数量

年月日

\*袋の上書「御領知奉行方留帳之写 六冊 御家老方」。

袋 一

(享保年間)

二〇三四一

一

袋(領高称号之事付)

\*袋の上書「領高称号之事 知行高壹万石<sup>与</sup>可称旨被仰出候<sup>ニ付而</sup>之書付等 不可他見也 石川出羽守正章」。

二〇三四二

一

包紙(知行高一万石<sup>与</sup>称候内願付)

(享保元年一月同二年)

二〇三四三

一

(正月)

二〇三四四

一

(享保元年一月十四日)

二〇三四五

一

(享保元年一月)

二〇三五六

一

(石川)出羽守正章

二〇三五六

一

\*端裏書「享保元申霜月<sup>カ</sup>翌正月迄壹岐守方ト能登守殿往返書面之写」。

二〇三五七

一

(正月)

二〇三五八

一

(享保四年・同五年)

二〇三五九

一

(享保四年冬)

二〇三四〇

一

(享保五年春)

二〇三四一

一

(享保五年冬)

二〇三四二

一

(石河)家知行高壹万石<sup>与</sup>可称旨被仰定候儀付留書<sup>写</sup>)

二〇三四三

一

(石河)家知行高壹万石<sup>与</sup>被仰出候節之趣付<sup>写</sup>)

二〇三四四

一

(石河)家知行高壹万石<sup>与</sup>被仰付候節之趣既覺書 享四亥ヨリ同五子年マテ寄書也。

二〇三四五

一

(石河)家知行高書上大目付方惣帳<sup>カ</sup>書拔)

二〇三四六

一

(\*端裏書「三 大御目付方惣帳之内書拔」)

二〇三四七

一

(石河)家知行高壹万石<sup>与</sup>可称旨被仰定候儀付留書<sup>写</sup>)

二〇三四八

一

(\*端裏書「四 享保四年冬知行高壹万石ト可称旨被仰定候義留書方留写右奉行ヨリ来ル」とあり。)

二〇三四九

一

(石川出羽守正章知行高壹万石<sup>与</sup>称候様被仰付儀付於江 戶表乘輿可被仰付旨之留書<sup>写</sup>)

\*端裏に貼紙「五 享保五子春万石已上ニ付江戸乗輿相調候義留書方留写右奉行ヨリ来ル」。

二〇三四-一

(石川出羽守正章座席之儀ニ付日帳写并尾張家年寄衆連署 享保五年一二月一八日)

状 一

書付案文写)

\*端裏に貼紙「六 享保五子冬年寄役之上座ニ被仰付候義留書方留写右奉行ヨリ来ル」。一一月一六日付の「彈正・縫殿・將監差出、駿河守殿・伊豆守殿宛」、一二月一九日付の「彈正・縫殿・淡路守差出、駿河守殿・伊豆守殿・主税殿宛」計三通の尾張家年寄衆連署案文を書き継いでいる。

二〇三四-二

(御知行高宅万石与称候様ニと被仰出候留書)

縦 一

二〇三四-三

(万石以上之輩江府乗輿之先例ニ付与留書書抜)

(寛文四年八月一七日)

縦 一

二〇三四-四

(石河家知行高宅万石与被仰出候旨并座席之儀等ニ付書状 案文)

(寛文四年八月一四日)

縦 一

二〇三四-五

(\*端裏に貼紙「享保元申年霜月十四日壱岐守方ヨリ能登守殿江參ル手紙案書状一通・覚書一通添也、但此紙面ニ令附札候ハ享保四亥年也」) (石川長江竹腰阿波守より來翰之証跡書付)

(寛文・延宝年間)

縦 一

二〇三五-一

(袋(諸務之品類格之輩之通願相済候付)

(享保一二三年)

袋 一

二〇三五-二

(公儀江年頭其外諸務之品々相勤度旨御願之儀ニ付書付写 并万石以上江戸留守居書状写等)

(享保一二年ニ同一二三年)

状 一

二〇三五-三

(公儀江諸務之品々願申上度儀ニ付石川正章・竹腰正武往復書翰)

(享保一二年ニ同一二三年)

状 一

二〇三五-四

(在邑之節公儀江獻上物被仰付度旨并大納言様拝領物被仰付候儀ニ付御城書写)

(\*端裏に貼紙「參 御城書之写」とあり。「享保元申年井上河内守殿より御渡被成候御書付之写」「享保元申年尾張殿より被相達候書付之写」計二通の書付の括り付けあり。二〇三五-四と二〇三五-八を括った紙綴あり。)

石河家文書目録(七)

二六

番号表題	年月日	差出(作成)→宛所	形態・数量
(封紙)	(享保年間)		封紙 一
*上書「石出羽守様 池田新右衛門 御密之貳通不可他見」。	(享保二三年)二月四日	池田新右衛門	状 一
二〇五五 覚(公儀江献上物被仰付度旨并大納言様拌領物之儀付)	(享保二三年)二月四日	(青山儀左衛門→飯高孫大夫)	状 一
二〇五六 (年頭獻上物并大納言様之拌領物之儀付覚書)	(享保二三年)二月四日	(享保二三年)二月四日	状 一
*端裏に貼紙「二月四日 飯高孫大夫殿宅江青山儀左衛門罷越承合候覺書」。	(享保二三年)二月四日	(青山儀左衛門→飯高孫大夫)	状 一
二〇五八 (御内書出候儀付書付一通)	(享保年間)五月一五日	矢野意右衛門→川瀬治左衛門様・内田太郎右衛門様・三尾惣大夫様	状 一
二〇五九 紙片(勘弁可成彼是取集之書通付)	六月一二日		一
*紙片に「勘弁可成彼是取集之書通三通」とあり。 二〇五一～二〇五九を一括。	(享保年間)		一
二〇五〇 (公儀江年頭其外獻上物之儀付伺書控并覺書)	(享保二三年六月一二日・一〇月一八日)	石川出羽守(石河正章)→(大久保佐渡守・松平左近將監)	状 一
二〇五一 (公儀江獻上物等諸勤之儀付書付)	(享保二三年・同一四年)		一
二〇五二 (成瀬隼人正・竹腰志摩守・渡辺半藏公儀江獻上物中絶之処復先規候節之儀付留書写書抜)	(元禄一四年・宝永二年)		一
*紙縫あり。			一
二〇五三 (江戸留守居尾州江申来候七里状留書抜 附自分状留故書)	(享保一二年一一月)同一		一
*表紙に貼紙「留書奉行來ル式冊之内」とあり。	三年二月		一
二〇五四 公義被仰入留書抜	(享保一二年一一月)同一		一
*表紙に貼紙「留書奉行來ル式冊之内」とあり。	三年二月		一
(包紙)	(享保年間)		一
*上書「奉書七通 内四通ハ享保十三年六月廿八日出、壹通ハ右同年十二月廿六日出、武通ハ同号十六亥年十二月廿八日出」。			一

二〇六一

包紙

\*上書「奉書七通

内四通ハ享保十三年六月廿八日出、壹通ハ右同年十二月廿六日出、武通ハ同号十六亥年十二月廿八日出」。

(享保年間)

\*表紙に貼紙「留書奉行來ル式冊之内」とあり。

(享保一二年一一月)同一  
三年二月

縦

縦

綴 状  
一 一

縦  
一 一

一

包紙

二〇三六一

(紙片)

\*紙縫あり。「此七通ハ奉書出事之書付与齡合有之付溜塗長管江入」とあり。二〇三六一の包紙とともに二〇三六三～二〇三六九を一括している。

二〇三六三

(大納言様御疱瘡被遊御快然候御祝儀付老中奉書)

(享保一三年)三月一二日

(石河正章)殿

松平左近将監乘邑(花押)→石川出羽守 状

一

\*包紙あり。包紙上書「石川出羽守殿 松平左近將監」。

二〇三六四

(竹姫様御入輿御祝儀付老中奉書)

(享保一四年)二二月一二日

(石河正章)殿

松平左近將監乘邑(花押)→石川出羽守 状

一

二〇三六五

\*包紙あり。包紙上書「石川出羽守殿 松平左近將監」。

二〇三六六

(公方様日光山御社參相済候御祝儀付老中奉書)

(享保一三年)四月一五日

(安藤対馬守)信友(花押)

→石川出羽守(右 状)

一

二〇三六七

\*包紙あり。包紙上書「石川出羽守殿 安藤対馬守」。

二〇三六八

(大納言様御婚礼相済候御祝儀付老中奉書)

(享保一六年)一二月一六日

(安藤対馬守)信友(花押)

→石川出羽守(右 状)

一

二〇三六九

\*包紙あり。包紙上書「石川出羽守殿 安藤対馬守」。

二〇三七〇

(大納言様御疱瘡被遊御快然候御祝儀付老中奉書)

(享保一六年)一二月一六日

(安藤対馬守)信友(花押)

→石川出羽守(右 状)

一

二〇三七一

\*包紙あり。包紙上書「石川出羽守殿 安藤対馬守」。

二〇三七二

(日光山御社參相済候御祝儀付老中奉書)

(享保一三年)三月一二日

(安藤対馬守)信友(花押)

→石川出羽守(右 状)

一

二〇三七三

\*包紙あり。包紙上書「石川出羽守殿 松平左近將監」。

(享保一三年)四月一二日

(河正章)殿

松平左近將監乘邑(花押)→石川出羽守 状

一

二〇三七四

(領知諸触等究り之趣并領知紺屋瓶年貢之儀付書付写)

(享保一一年)同一四年

(石河正章)殿

松平左近將監乘邑(花押)→石川出羽守 状

一

二〇三七五

\*袋あり。袋の上書「領知諸触等究り之趣領知紺屋瓶年貢不出儀」。

番号	表題	年月日	差出(作成)宛所	形態・数量
二〇三八一	袋(領知境杭高札之儀等付)	(享保二二年)		袋 一
二〇三八二	*上書「享保十二末年 一 領知境杭高札之儀付書付一卷 同年七月十三日 一 御國奉行江遣絵図之控一枚 一 高札認之写四枚」。 (美濃・攝津両国内領知并美濃國中鳴郡大浦村往還筋境 東海道 享保二二年 杭之儀付口上書)			
二〇三八三	石川出羽守知行所濃州中鳴郡大浦村往還筋朝鮮人往来之 節境杭建候場所之絵図	(享保二二年)		状 一
二〇三八四	(キリシタン御制禁之高札写)			
	*端裏に貼紙「高札之図四枚之内 きりしたん」とあり。			
二〇三八五	(毒薬并似せ薬種・似せ金銀壳買御制禁之高札写)	正徳元年五月	奉行・石出羽(石河正章)	状 一
	*端裏に貼紙「高札之図四枚之内 毒薬并似せ」とあり。			
二〇三八六	(火を付る者并火事之節之高札写)	正徳元年五月	奉行・石出羽(石河正章)	状 一
	*端裏に貼紙「高札之図四枚之内 火を付る者を」とあり。			
二〇三八七	(下人奉公精進・博奕・喧嘩口論・人壳買制禁等之高札 写)	正徳元年五月	奉行・石出羽(石河正章)	状 一
	*端裏に貼紙「高札之図四枚之内 親子兄弟」とあり。			
二〇三九一	袋(領知高一万石復旧領候事付)	(文政八年)		
	*上書「文政八年 領高一万石復旧領候事 石河太八郎光茂 皆不可他見」。			
二〇三九二	封紙(領知高一万石復旧領候事付)	(文政八年)		
	*封紙上書「書付」。二〇三九三～二〇三九七を入れた封紙。			
二〇三九三	(内証分物成差戻候儀付被仰出書付写)	(文政八年)		
	*端裏書「別家兩人江被仰出之写」。二〇三九三～二〇三九五を一括した帶封あり。			
二〇三九四	(勝手取続方之儀付口上書写)	(文政八年)六月四日	石河権右衛門	
	*端裏書「御使者御口上振写」。			

二〇三五

(石河空左衛門・同申之丞内証分物成差戻候儀御願付) (文政八年)六月

(御名)

状

一

\*端裏書「写」。

二〇三六

(勝手向不如意付内証分之物成差戻候様御願御書付写) (文政八年)六月

(御名)

状

一

\*端裏に貼紙「右両通志願内存之趣申達候方可然旨竹腰氏より内々導有之、儀兵衛より申通し候付、文政八酉七月四日使者を以月番宅江差出ス、尤分家両人江も導有之雙方同日申達候事」とあり。二〇三六・二〇三七を括つた紙縫あり。

二〇三七

(内証分之物成指戻之儀付御礼之御書付案文)

(文政八年)七月二十八日

(石河太八郎使者何誰)

状  
一

\*端裏書「御礼口上案」。

二〇三八

包紙(内証分被返下候付)

(文政八年)

包紙

一

二〇三九

\*端裏書「文政八酉年内証分被返下候節被仰出書付」。二〇三九・二〇三九一〇を一括。

(文政八年)四月

状  
一

二〇三九一〇

(勝手向難渋付内証分差戻候様御願之御書付)

(文政八年)四月

状  
一

\*添書一通あり。帶封あり。

二〇三九一一

(勝手向不如意付在邑罷在省略申付并相続筋内証分之物 文政八年四月

状  
一

\*帶封あり。

第一通 (勝手向不如意付在邑罷在省略申付候儀付書付) (文政八年)七月

石河太八郎

第二通 (勝手向相続筋内証分之物成差戻候様御願之御書付) (文政八年)七月

石河太八郎

第三通 (石河空左衛門・同申之丞江内証分之物成差戻度相願候儀付御書付) (文政八年)七月

(石河太八郎)

第四通 (月番遠山朝貢方宅江家老呼出被仰出付書付) (文政八年七月二十七日)

二〇四〇

(包紙)

\*上書「御書付 壱通 壱帳 繕添之御附紙并包紙之御上書御直筆」。

包紙

一

